



# 鳥取県公報

平成 29 年 3 月 28 日 (火)  
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (16) (地域振興課) . . . . . 5
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例 (17) (障がい福祉課) . . . . . 7
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例 (18) (子ども発達支援課) . . . . . 9
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (19) (住まいまちづくり課) . . . . . 10
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (20) (立地戦略課) . . . . . 11
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (21) (会計指導課) . . . . . 13
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (22) (警察本部警務課) . . . . . 18
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (23) (病院局総務課) . . . . . 19

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 工場立地法の一部が改正され、同法の規定に基づく県の事務が市町村の事務とされたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 事務処理の効率化を図るため、市町村に移譲する事務について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 工場立地法に係る移譲事務は、廃止する。
- (2) 次の事務は、市町村に移譲しないこととする。
  - ア 県費負担教職員に係る児童手当法に基づく事務
  - イ 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成29年7月1日とする(2)のアに関する事項を除き、同年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 就労継続支援A型に係る指定基準のうち、サービスの提供に当たって利用者に事前に説明すべき重要事項として次の事項を加える。
  - ア 生産活動の内容
  - イ 利用者の労働時間、賃金及び工賃
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

## ◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 放課後等デイサービスに係る従業員の配置について、指導員を児童指導員と改めるとともに、障害福祉サービス経験者を対象に加える。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

出産しやすい環境の整備を図るため、優先入居の対象となる者に妊婦等を追加する等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として、妊婦又は同居する者に妊婦がいる者を加える。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第17号**

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第8（第20条関係）			別表第8（第20条関係）		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サー ビス の開 始	略	1 略 2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(4) 略 (5) サービスの内容（ <u>生産活動に係るものを除く。</u> ）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (6) サービスの内容（ <u>生産活動に係るものに限る。</u> ）並びに <u>利用者の労働時間、賃金及び工賃</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略	サー ビス の開 始	略	1 略 2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(4) 略 (5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略

		(13) 略			(12) 略
		(14) 略			(13) 略
略			略		
サー ビス の提 供	1～3 略 4 サービスの開始 の項の右欄第2号 (1)から(12)まで に掲げる事項その 他運営に関する重 要事項についての 規程を定めるこ と。 5・6 略	略	サー ビス の提 供	1～3 略 4 サービスの開始 の項の右欄第2号 (1)から(11)まで に掲げる事項その 他運営に関する重 要事項についての 規程を定めるこ と。 5・6 略	略
略			略		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。